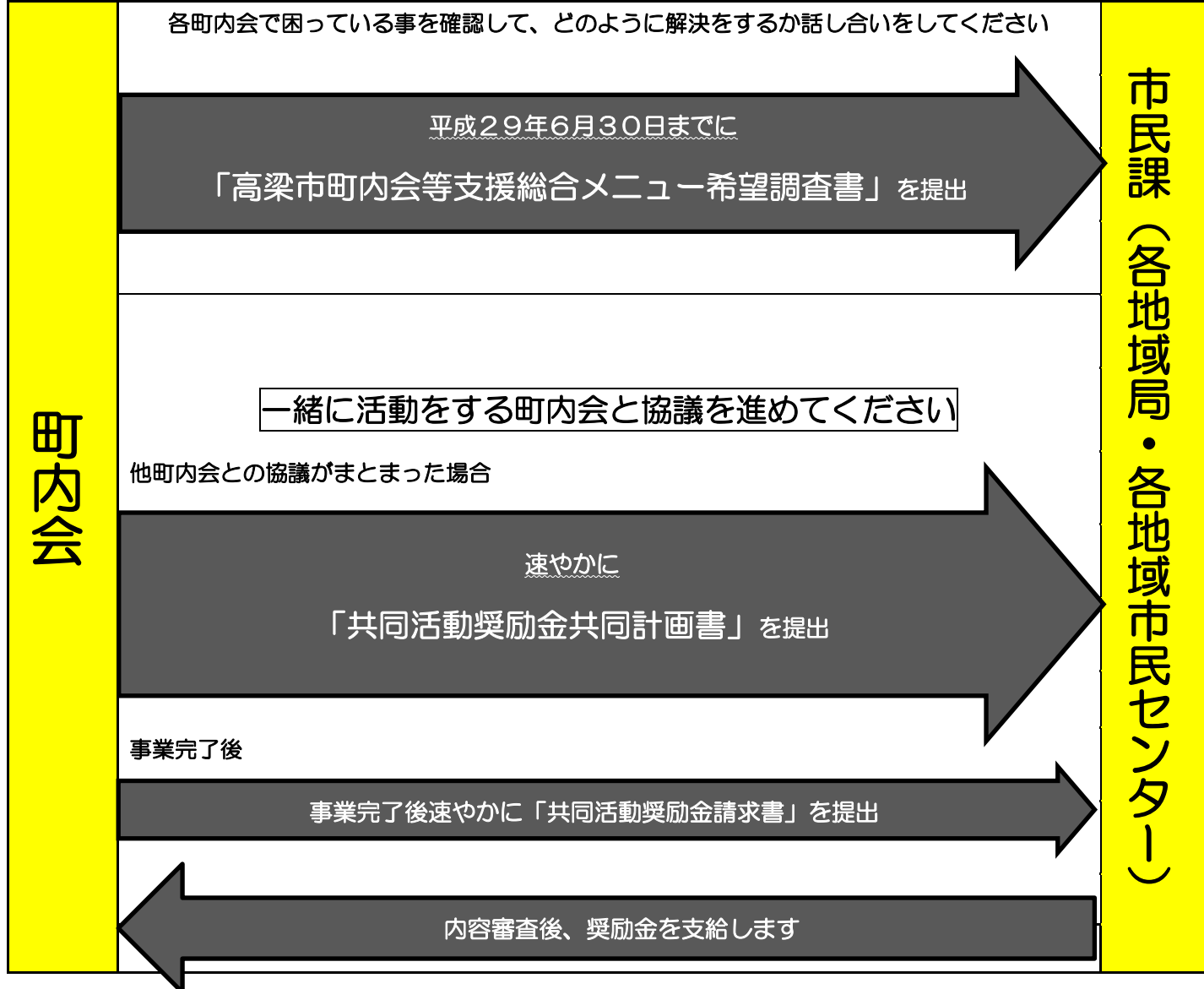


項目	番号	補助事業名	担当課（連絡先）
(4)	③	きょうどうかつどうしょうらいきん 共同活動奨励金	市民生活部市民課 21-0254

事業内容	例えば
<p>過疎・高齢化の進展により町内会としての機能が失われつつある町内会同士が、共同で活動することに対し、奨励金を支給します。</p> <p>(A) 統合を前提とした場合（1年限定） <u>20,000円</u></p> <p>・他の町内会との統合時期を予め定め、統合に向けて共同して取り組むこと</p> <p>(A') 統合が達成できた場合、新町内会へ <u>30,000円</u></p> <p>(B) 統合を前提としない場合（2年限度） <u>10,000円</u></p> <p>・他の町内会との統合時期を定めずに、町内会としての機能を果たすため、共同で取り組むこと</p>	<p>※共同での会議は必須とし、その他市政を学ぶための勉強会、避難訓練、役員の共有などの活動を年2回以上行うことが必要となります。</p>

事業の進め方（手順）



共同活動奨励金共同計画書

高梁市長 様

共同で活動する町内会各々で同じ内容で申請をしてください

町内会 雲海通 町内会
 住所 高梁市雲海通2043
 会長 高梁 たけし ⑩
 電話番号 21-0200

共同活動奨励金の支給を受けたく、次のとおり共同計画書を提出します。

記

1 共同活動の種類（どちらか一方を選択すること）

種類	活動の内容	どちらかに○を記入願います。
(A)	複数の町内会が統合時期を予め定め、統合に向けて共同して取り組む活動	○
(B)	複数の町内会が統合時期を定めずに、町内会としての機能を果たすために共同で取り組む活動	

- 2 (A) の場合・・・統合を前提に共同で活動する町内会名を、
 (B) の場合・・・統合時期を定めずに町内会としての機能を果たすために共同で取り組む町内会名
 ※ (A)、(B) どちらの場合についても、自分の町内会名も記入すること

1 雲海通町内会	2 風車町内会
3	4

3 統合予定時期・・・(A) を選択した町内会のみ記入

平成 30 年 4 月 頃

- 4 本来なら各町内会から役員の数だけ役員を選出しなければなりません、共同で活動することで、複数の役員を選出しなくても良くなり、負担感が解消される」という考え方により申請する場合も本制度の対象としています。役員を1人だけ選出する場合は記入してください。

役職	氏名	(町内会名)
町内会長	高梁 たけし	(雲海通 町内会)
愛育委員	松山城 花子	(風車 町内会)
福祉委員	孫高山 二郎	(雲海通 町内会)

5 共同で活動する主な取り組み

- 会議の開催は必須。
 ○共同での活動（勉強会、避難訓練など）を2種類以上実施する。
 ※親睦旅行、花見など、親睦活動は対象外とする。

取り組みの月日	取り組みの概要
H29.6	2町内会合同の会議 避難訓練 市役所職員を招いての勉強会
H29.8	
N29.10	

地域市民センター
 地域局 確認欄

市民課 確認欄

共同で活動する町内会各々で同じ内容で申請をしてください

共同活動奨励金実績報告書

町内会名	雲海通 町内会
------	---------

1 共同活動の種類（どちらか一方を選択すること）

種類	活動の内容	どちらかに○を記入願います。
(A)	複数の町内会が統合時期を予め定め、統合に向けて共同して取り組む活動を行なった場合	○
(B)	複数の町内会が統合時期を定めずに、町内会としての機能を果たすために共同で取り組む活動を行なった場合	

- 2 (A) の場合・・・統合を前提に共同で活動した町内会名を、
 (B) の場合・・・統合時期を定めずに町内会としての機能を果たすために共同で取り組んだ町内会名
 ※ (A)、(B) どちらの場合についても、自分の町内会名も記入すること

① 雲海通町内会	② 風車町内会
③	④

3 統合ができた月・・・(A) を選択した町内会のみ記入

平成 30 年 3 月	完了した場合は <u>30,000円</u> です…①
-------------	-----------------------------

- 4 「本来なら各町内会から役員の数だけ役員を選出しなければなりません、共同で活動することで、複数の役員を選出しなくても良くなり、負担感が解消される」という考え方により申請する場合も本制度の対象としましたが、役員を相互で選出した場合は記入してください。

役職	氏名	(町内会名)
町内会長	高梁 たけし	(雲海通 町内会)
愛育委員	松山城 花子	(風車 町内会)
福祉委員	弥高山 たけし	(雲海通 町内会)

4および5の取り組みのうちから2種類以上の事業を実施できた場合
 (A) を選択の場合
20,000円…②
 (B) を選択の場合
10,000円…②

- 5 共同で活動した主な取り組み
 ○共同での会議の開催は必須とし、それ以外に共同での活動（勉強会、避難訓練など）を2種類以上実施する。
 ※親睦旅行、花見など、親睦活動は対象外とする。

取り組みの月日	実際に取り組んだ概要と参加者数
H29. 6	2町内会合同の会議 計 10 名
H29. 8	避難訓練 計 15 名
H29. 10	勉強会 計 10 名

※共同活動奨励金は裏面にて請求します。

共同活動奨励金請求書

高 梁 市 長 様

平成 年 月 日

町内会	雲海通町内会
住所	高梁市雲海通2043
会長	高梁大けし 印
電話番号	0866-21-0200

必ず町内会長が申請してください

高梁市町内会等奨励金支給要綱第3条別表第1の規定により、下記のとおり奨励金を請求します。

請求額①+②	50,000円
--------	---------

40ページの場合…①30,000円+②20,000円

※振込先が既に提出いただいている「高梁市町内会支援総合メニュー支払金の口座振込申出書」と異なる場合は、(イ)をチェックし下記をご記入ください

振込口座について（下記の(ア)(イ)いずれかをチェックしてください）

チェック	振込先
レ	(ア) 上記金額については、「高梁市町内会等支援総合メニュー支払金口座振込申出書」で申し出ている口座へ振り込んでください。
	(イ) 上記金額については、下記口座へ振り込んでください。→下記へ記入してください

- (ア) をチェックした場合、以下は記入しないでください。
- (イ) をチェックした場合、以下へ振込口座を記入し、通帳の1ページ目を見開きでコピーして添付してください。

口座情報確認済	
---------	--

金融機関名 _____

支店名等 _____

口座番号 普通 ・ 当座 _____

フリガナ _____

口座名義人 _____

【委任欄】 債権者（代表者）と口座名義が異なる場合は記入してください。

下記の者を代理人として、受領に関する権限を委任します。

年 月 日

●債権者（代表者）

●代理人（口座名義と同一）

代表町内
会名等 _____

団体名 _____

住 所 高梁市 _____

住 所 高梁市 _____

氏 名 _____ 印

氏 名 _____

(4) - ③ 共同活動奨励金についてのQ&A

	質問事項	回答
1	統合が達成できたら3万円支給とありますが、いつ支給されますか。	<p>統合が達成される予定年度に支給します。</p> <p>仮に平成30年2月にA町内会とB町内会の統合が達成された場合、AとBそれぞれに2万円ずつと、新町内会に3万円が同年度に支給されることとなります。</p>
2	「支え合い奨励金」、「安心・安全啓発推進事業」を活用して共同で取り組む場合、及び他の財源（制度）を活用して共同で取り組む場合は、共同活動奨励金の対象となりますか？	<p>このケースの場合は共同活動奨励金の対象事業としません。</p> <p>奨励金、補助金の重複を避けるという基本的な考え方が前提です</p> <p>1) 仮にA町内会とB町内会が共同で「支え合い奨励金」に取り組んだ場合、困りごと解決に動いた人が全員A町内会の人だったとしても、支援された世帯がそれぞれの町内会に存在すれば、A、Bがそれぞれ「支え合い奨励金」を申請できることになり、「支援する主体・団体」欄にA町内会と記入することになる。それぞれの町内会に奨励金が支給されることとなるので、共同活動奨励金は申請できません。</p> <p>2) AとBとCが共同で、地域の清掃活動に取り組んだ場合、それぞれが「安心・安全啓発推進事業奨励金」を申請し、それぞれの町内会に奨励金が支給されるので、共同活動奨励金は申請できません。</p> <p>※上記1)、2)の取り組み2つについては既に奨励金がA、B及びCに支給されていると考えることができるので、この2つの取り組みでは、共同活動奨励金を支給できません。ただし、AとB、Cなどが年度はじめからきちんと共同で取り組もうと考え、計画書を作成し、上記以外に2つ以上の活動に取り組むことが認められた場合は、共同活動奨励金の対象となります。</p> <p>以上のことより、「支え合い奨励金」、「安心・安全啓発推進事業」、「他の財源（制度）を活用しての取り組み」は、それぞれの支援制度を優先して活用することとし、共同活動奨励金の対象としません。</p>